

『無防備平和都市条例』に取り組もう

(大阪府本澄寺住職) 二 好 龍 孝

大阪府三島管区の三好龍孝でございます。資料の、一枚目のチラシをめぐっていただきまして、その次の一枚を、本日読ませていただきます。昨年、平成十七年の、十月から十二月の、私の地元の高槻市での、無防備平和都市条例の、制定請求の市民運動ですね、五名の代表請求者の一人として参加した報告をさせていただきます。チラシに私の名前が出ておりますけれども、その時の報告をさせていただきます。まず、平成十六年、その十七年の前の年ですね、に、ジュネーブ諸条約第一追加議定書というものを、日本政府が批准したということがございまして、そういう流れの中で、全国のあちこちで、この市民運動は取り組まれているものです。これは、国際法上に、軍事的に無防備である地域を攻撃してはならないという、まとめて言えばそういうことです。これは、資料の一番最後の所に、詳しく規定が出ておりますので、後で関心ある方はご覧いただきたいと思えます。そして、市町村単位で、無防備地域というものの宣言をすればですね、軍事的攻撃から、その地域が国際法上保護されるというですね、これ条約を批准しなくてはダメなんですけど、でもこれは、そういう国際的な世界の流れにあるんですね。それを、我が日本の安全保障の根幹にしようとして、そういう考えからの市民運動です。そういうことにあると思えます。これは、私がまとめておるわけですけど、資料の後ろのほうに無防備の運動とはどういうものかということが書かれた本からの抜粋も入れておりますので、また参考にしていただきたいと思います。で、人権や福祉を尊重して生活を守り、民主主義を実現していこうという考えが、その根底にあります。それで条例の制定請求のためには署名集めをしなきゃいけない

ですが、これは、この署名集めはまた、署名した人が、署名だけじゃなく捺印しましてね、それを一名ずつ全部、選挙権の台帳と、行政のほうで後に調べ合わせてね、有効性を確認するという、非常にきつちり住所名前とか、そして受任者の誰を通して署名したとかね、日付も書いて判子押して、そういう誓約に近いような署名を集めるということです。そして、この署名集めは大変だったんですけども、その請求者と受任者という人をまたそれもちゃんと登録しなきゃいけないという風な、非常に厳格な署名なんですけども、生活の場に近いスーパの前とか、保育園とか幼稚園で最もよく署名が集まりました。ですからそれは、資料の中に署名の時に発行されたニュースというものを五枚六枚入れてますので、見ていただいたらどんな雰囲気だったかということが、ご理解いただけると思うんですけどね。それが、ですから人権と福祉という立場の考えから、非常にそういうことが分かりやすいような場所で、保育園や幼稚園に子供さんを送ってきてるお母さん方とかね、そういう人から非常に賛同があったと。高槻市で一万二千五一八筆の署名が集まりました、だいたい、法定必要数の二倍近くの署名があったんですけど、これの請求で臨時市議会というのが開かれました。これは、こういう市民の請求があればちゃんと市議会を開かなければいけないという、そういう規定になっております。それで、そこで十分間だけ私も代表者として意見陳述を致しました。で、議員以外の市民がですね、議会で発言するというのはその時、高槻市では初めてでございまして、市議会の事務局担当者は非常にあの、どういう風にするかとか、登壇する時もこういう風にしてここでおじぎしてくださいとか、そんなことまで指示、リハーサルやって、それでやりましたのですが、そうして市民が、議場で発言したというのは画期的なことだという風に、非常に担当者も喜んでおりました。私のほうは、日程を一方的に市議会のほうで決めるもんですから、十二月の年末の忙しい時に、請求者の代表がその市議会に行かないといけなかったんで、大変に、他の代表者が都合が付かず、それで私が、十分間、話すことになった、そんなことも実はありまして、そして、実はこの運動をずっとやっている人達に聞きますと、その、アメリカのバークレー市という所では、市議会の方が市民の都合に合わ

せて、夜の時間に議会を開くんだというね、だから我々の現状とは全然反対であつてね、そういう風な雰囲気の民主主義というものがあつて、市民の声を上げていって、私たちはこういう風にしようという風な、そういう市民運動があつて、私たちは、パークレー市のようなそういうものにも励まされて、この運動をやっているんだという風な、だいたいそういう運動なんです。私はしかし、そういう世界の潮流というものに感激して、この運動を皆さんに紹介しようというのではございません。戦後五十年の節目に出来ました、沖縄の戦争体験を伝えるための沖縄県民映画「ガマ月桃の花」の上映運動をこの十年余りずっと続けてきた中で、この運動に関わらせてもらっています。この無防備平和都市条例の運動というのは、国際法違反の民間人への無差別攻撃は絶対に許さないという、そういう考えの運動であるという風に私は思っています。そして、先の第二次世界大戦において、我が国日本は、東京大空襲等の都市への無差別戦略爆撃と、広島・長崎への原爆投下により敗戦したんです。これは、今から考えれば全く自然法としての国際法違反の攻撃ですね。これはあの、軍事目標じゃない所を、民間人のそういう木造住宅のそういう密集地域をね、人を殺すためにやっつてるんです。人を殺すのが戦争だということですが、国際法では無防備な人は殺してはならないというね、そういうルールでやっつてるわけですね。ルール違反で日本は敗戦しているということなんです。それである、この人権と福祉の重視ということじゃなくて、憲法第九条が何故日本にあるかということを知ってもらうために、資料として入れました平成十七年八月十四日付けの朝日新聞を見ていただきたい。A級戦犯で、後に獄死する白鳥元イタリア大使というのが、平和憲法の第九条を進言したという風に、そういう事実がこれは新聞に報道されています。このことは色んな受け止め方をされる、この記事でコメントしている神戸大学の教授の意見なんか私も非常に不服なんですけども、色んな意見があると思うんですけども、私は、A級戦犯が憲法第九条を、A級戦犯の白鳥がこれを進言しなければ、タイミングとして第九条は生まれなかったというね、事実はね、非常に私は大事に思います。徹底した国際法違反の攻撃を受けて敗戦した我が国日本が、国際社会の外交の場において誇りと名誉を回復しよ

うとしてあの憲法第九条は出されたんだという風にね、白鳥は、元イタリア大使ですから、日独伊三国同盟の張本人だったわけですから、いかに挽回するかということから平和憲法は考案されてるということとは考えていいと思います。そして、原爆使用に、これははつきり抗議する、これは核兵器廃絶という日本の国是が出ておりますが、これ以外に、東京大空襲や沖繩戦を始めとする戦争体験が、何だったのかと、いうことです。そして、この市民運動の立場からいえば、それは双方の交戦国の政府に民間人への、民間人保護への責任ですね、これを等しく厳しく問うことである、こういう視点が、この無防備平和都市条例の所から出てこなければならぬ、必然的に出てくるものだと思います。そして、この無防備平和都市条例というのは、実は、アメリカのバークレー市の雰囲気とかそういうものに非常に勇気づけられて出ているんですけれども、世界で、この条例制定の運動が行われているのは、これは我が国日本だけなんです。それは何故かというのと、我が国のみ、戦力の不保持と交戦権の否定を掲げた平和憲法第九条があるからで、この平和憲法がなければ、軍事的に無防備である地域というものは想定できないということですね。うちの地域はそうだと言っても、信用されないんですよ。憲法第九条がある日本であれば、この通り憲法あるでしょ、と言えね、うちのこの市は、こういう憲法を持つてるこの国のこの市は、住民がこういう風にしてるから、無防備に値しますという風に言えるんです、攻撃されないんですね。あなたたち、攻撃するのはそれでも人間か、と言えかねですね。それが、我々の、核兵器廃絶、そしてこの無防備を言わなければ、ほんとに憲法第九条の本当の精神は出てこないんだと、そういう風なことに私はこの運動に関わらせてもらって気付いたわけです。すなわち、アメリカのバークレー市の民主主義を以てしてもこの運動はなお不可能であるのです。西欧に端を発した大きな流れは、世界の潮流というものでは、ですからこの無防備の条例というのは起こってこないんです。ですから、むしろ、先の戦争に、純粹に戦争協力を惜しまなかつた我々日蓮宗であるから、この戦争の歴史を踏まえてですね、平和憲法第九条の本当の存在意義を把握しているという風に私は訴えたい。そして、この世界の平和運動は、日蓮宗が、平和憲法第九

条の本当の存在意義を理解してそこに登場してこそ、本当の未来を開くことができるという風に考えたいのです。ですから、我々自身の日蓮宗の所から本当は、この無防備平和都市条例の運動というのは出てくると思うんです。そして、そういうことが、世界の潮流というのははつきり言えばヨーロッパの西洋的な流れで出ているわけでありますから、我々はこの憲法第九条というものを私は、やはり仏教国の日本の流れから出たものでなければならぬという風に捉えております。そして、そこで、我々が、その考えからその憲法第九条の意義を、この運動の中で、世界の中で説いて行けば、世界の潮流の、平和的な思潮の所で述べて行くとね、確かに我々の戦争体験の中から出てきたもの、戦争体験がどうだったということの、行き着く所は、恐らく我々の、仏教的精神と、西洋的な流れのものとの限界ということをね、そこをはつきり指摘して、我々の本質を理解してもらう、そういう宗教対話にもつながるんじゃないかと思えます。そういう風に考えております。ですから、妙法蓮華經勸持品第十三の經文に「われ身命を愛さず」、そういうことで、戦前の日蓮宗はもちろん、戦争に純粹に協力しました、日本の国は戦争をやったわけです。そこから軍勢力というのを差し引いて、そして同じ經文に「ただ無上道を惜しむ」ということがやはり、唯今は改憲の脅威にさらされている憲法第九条を取り下げない平和運動というのが、無防備平和都市条例の運動になるわけです。ですからこれを、全国で細々とでございますけれども、やっておるようでございますので、私の高槻市以外の所に応援に行ったりとかそういう立場では今のところないんですけれども、もしこの運動がありましたら、そういう署名の場なんかに行かれて、どんなものかと体験してもらって、そこで或いは教学と平和の問題について、体験して、色々考えただけなら、という風に思っただけで今日発表させていただきました。あの、沖縄の映画の上映運動に十年間関わらせてもらって、それで、こんなことで、誘われて代表者の一人を務めるようになりましたが、沖縄のその当時からずっとお世話になった法華經寺住職の鹿糠上人の本葬が一日十一月二十八日にございまして、私沖縄に行つてまいりました。その時また沖縄の、平和資料館に行きましたんですけれども、戦争体験というものの現実を平和資料館

で、時間はあまりなかったんですけども、見てまいりました。戦争の現場では、間違いなく日本、日本軍への軍刀で、沖繩の子供も女性も含めた家族が、最後の状態でそういうのは全部斬り殺されてるんですね。子供の、腸が飛び出してるんですね、そういう断末魔のことをね、証言に出ております。そういう戦争体験を踏まえた所から、その憲法第九条の意味を、我々は探していく、していかねばということ、沖繩から言いますとそういうことになりました。日本の中での沖繩戦であつてもその戦闘というのは、恐らく、日本の国の中においても、なかなか人間を人間扱いはしていない、先ほど人間の尊厳への但行礼拝のお話がございましたけれどもね、だから恐らく、外国で、日本の軍隊が外地に行けばどんなことになったのかということ、それからそういうことから思いを致すと、沖繩の人に例えばイラク戦争のファルージャという所で米軍側の、どんなことが行われているかは、ニュースの画面とか、新聞の一行から、沖繩では体験からして分かるということ、そういうことも考えて、あの、やはり、その戦争に協力した立場から、一番戦争の真実が日蓮宗には分かるんじゃないかということ、提言したいわけです。失礼致します、ありがとうございました。